る。）を基礎として総務大臣が算定して通知した額

L　農林水産大臣が調査した国立研究開発法人森林研究・整備機構の業務のうち旧緑資源機構及び旧農用地整備公団から継承された業務（平成元年４月１日以降に業務が完了するものに限る。）に係る市町村の負担金（その支払期間の始期が平成 23 年度以降のものに限る。）のうち、対象施設（ダムを除く。）に係る旧農用地整備公団法第 27 条第７項及び同法附則第 19 条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされる農用地開発公団法改正法による改正前の農用地開発公団法第 27 条第３項の規定に基づく負担金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

M　農林水産大臣が調査した独立行政法人水資源機構の業務（平成元年４月１日以降に業務が完了するものに限る。）に係る市町村の負担金（その支払期間の始期が平成 23 年度以降のものに限る。）のうち、対象施設（ダムを除く。）に係る独立行政法人水資源機構法附則第７条の規定により同法第 26 条第２項の規定に基づく負担金とみなすこととされた旧水資源開発公団法第 30 条第２項の規定に基づく負担金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

N_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た都道府県営土地改良事業（農業生産基盤整備系統に限る。）に係る地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、平成 22 年度から令和元年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、平成 22 年度から令和元年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、平成 22 年度から令和元年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債及び地方債計画に計上されない地方債を除く。）（平成 22 年度から令和元年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係る地方債に限る。）の同意等額（平成 22 年度から令和元年度までの各年度にあつては、ダムに

る。）を基礎として総務大臣が算定して通知した額

L　農林水産大臣が調査した国立研究開発法人森林研究・整備機構の業務のうち旧緑資源機構及び旧農用地整備公団から継承された業務（平成元年４月１日以降に業務が完了するものに限る。）に係る市町村の負担金（その支払期間の始期が平成 23 年度以降のものに限る。）のうち、対象施設（ダムを除く。）に係る旧農用地整備公団法第 27 条第７項及び同法附則第 19 条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされる農用地開発公団法改正法による改正前の農用地開発公団法第 27 条第３項の規定に基づく負担金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

M　農林水産大臣が調査した独立行政法人水資源機構の業務（平成元年４月１日以降に業務が完了するものに限る。）に係る市町村の負担金（その支払期間の始期が平成 23 年度以降のものに限る。）のうち、対象施設（ダムを除く。）に係る独立行政法人水資源機構法附則第７条の規定により同法第 26 条第２項の規定に基づく負担金とみなすこととされた旧水資源開発公団法第 30 条第２項の規定に基づく負担金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

N_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た都道府県営土地改良事業（農業生産基盤整備系統に限る。）に係る地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、平成 21 年度から平成 30 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、平成 21 年度から平成 30 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、平成 21 年度から平成 30 年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債及び地方債計画に計上されない地方債を除く。）（平成 22 年度から平成 30 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係る地方債に限る。）の同意等額（平成 21 年度から平成 30 年度までの各年度にあつて